

事 務 連 絡

平成30年9月20日

都内医療機関管理者 様

東京都福祉保健局少子社会対策部

子供・子育て計画担当課長

園尾 まゆみ

東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の基本的な考え方に対する
御意見の募集について

東京都の児童虐待防止に係る関連施策につきまして、日頃よりご協力賜りまして誠にありがとうございます。

東京都では、虐待防止の取組を一層推進することを目的として、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）」を策定することを検討しています。このたび、条例制定にあたっての基本的な考え方をまとめましたので、別紙のとおりお知らせするとともに、皆様から御意見を募集します。

記

（1）募集期間

平成30年9月14日（金曜日）から10月13日（土曜日）まで（郵送は当日消印有効）

（2）基本的な考え方の内容

別紙2のとおり

※インターネットもしくは都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階北側・平日の午前9時から午後6時15分まで利用可能）でも閲覧が可能です。

【URL】 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/oshirase/gyakutai-iken.html> □

（3）提出方法

以下のいずれかの方法でお寄せください。なお、電話による御意見の受付は致しません。

ア 郵送

別紙「意見提出様式」にご記入の上、以下宛先までお送りください。

【宛先】※郵便番号と宛名だけで届きます。

〒163-8001 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 意見募集担当 宛

イ FAX

別紙「意見提出様式」にご記入の上、FAX 番号 03-5388-1406 までお送りください。

ウ 電子メール

メール本文に以下の記載事項をご記入の上、S0000194(at)section.metro.tokyo.jp までお送りください。

【記載事項】

- ①該当箇所（項目またはページ数等） ②意見内容
③お住まいの区市町村（都外の場合は道府県名） ④ご年齢（例：30歳代） ⑤性別
- ※ 件名は「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）に対する意見」としてください。
- ※ 電子メールによるご提出の場合は、添付ファイル（別紙「意見提出様式」）による提出をご遠慮ください。データファイル等を添付された場合、情報セキュリティの観点により、開封はいたしません。
- ※ メールアドレス内の(at)を「@」に変換の上、お送りください。

（4）その他注意事項

- ・提出いただきました御意見については、公開することがあります。
- ・御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承願います。
- ・FAX番号、電子メールアドレス等はお間違えないようお願いいたします。
- ・今後、皆さまにいただいた御意見に加え、区市町村や東京都児童福祉審議会の御意見も伺いながら、条例の骨子案を作成した上で、改めて皆さまの御意見を伺う予定です。

【問い合わせ先】

東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 柿沢・山本
（電話）03-5320-4138（内線）32-742
（メール）S0000194(at)section.metro.tokyo.jp

東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の 基本的な考え方について御意見を募集します

＜記入方法＞

別紙「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の基本的な考え方」をご覧の上、御意見等のある項目の番号（1から6）及び御意見を下記に記入し、ご提出ください。

※ 御意見はいくつでもご提出いただけます。

◆項目の番号

1	目的	4	視点③ 子供とその保護者への支援
2	視点① 虐待の未然防止	5	視点④ 人材育成
3	視点② 早期発見・早期対応	6	その他・自由意見など

番号	御意見

※以下は集計上お伺いするものです。さしつかえのない範囲でご記入をお願いします。

お住まいの区市町村	(区・市・町・村)	都外の場合	(道・府・県)
ご年齢	歳代	性別	

(送付先)

FAX: 03-5388-1406

郵送: 〒163-8001 (宛名) 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 意見募集担当宛

※郵送の場合、郵便番号と宛名のみで届きます。

※メールによるご提出の場合、本様式を使用せず、メール本文に必要事項をご記入の上、ご提出ください。